

平成17年12月16日(金曜日)第4回定例会

出席議員(20名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	椋津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	21番	伊藤忠男	議員

欠席議員(1名)

20番 遠藤聖作 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
菅野英行	行財政改革 推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	鈴木英雄	会計課長
荒川貴久	水道事業所長	兼子良一	病院事務長
熊谷英昭	管理課長	菊地宏哉	学校教育課長
布施崇一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
鈴木一徳	選挙管理委員会 事務局 局長	安孫子雅美	監査委員 農業委員会 事務局長
宇野健雄	監査委員 事務局 局長	清野健	

事務局職員出席者

片桐久志	事務局 局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第5号

第4回定例会

平成17年12月16日(金)

予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 認第 3号 平成16年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 4号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 5号 平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 6号 平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 7号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 8号 平成16年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 9号 平成16年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第10号 平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第11号 平成16年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 議第66号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 11 議第67号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 12 議第68号 平成17年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 〃 13 議第69号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 〃 14 議第70号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- 〃 15 議第71号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- 〃 16 議第72号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 17 議第73号 さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について
- 〃 18 議第74号 トルコ館に係る指定管理者の指定について
- 〃 19 議第75号 寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について
- 〃 20 議第76号 寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定について
- 〃 21 議第77号 寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について
- 〃 22 議第78号 寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について
- 〃 23 議第79号 寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について
- 〃 24 議第80号 寒河江市葉山高原牧場に係る指定管理者の指定について
- 〃 25 議第81号 寒河江市葉山市民荘及び寒河江市葉山キャンプ場に係る指定管理者の指定について

- ” 26 議第82号 寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議第83号 寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定
について
- ” 28 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教厚生委員長報告
 - (3) 建設経済委員長報告
 - (4) 予算特別委員長報告
 - (5) 決算特別委員長報告
- ” 29 質疑、討論、採決
- ” 30 議案第6号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について
- ” 31 議案第7号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出について
- ” 32 議案説明
- ” 33 委員会付託
- ” 34 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再　　　　　開　　　　　午前9時50分

新宮征一議長　おはようございます。

　　ただいまから本会議を再開いたします。

　　本日の欠席通告議員は、遠藤聖作議員であります。

　　出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

　　本日の会議運営については、11月29日及び12月15日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

　　本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第1、認第3号から日程第27、議第83号までの27案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

新宮征一議長 日程第28、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

新宮征一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。6番松田総務委員長。

〔松田 孝総務委員長 登壇〕

松田 孝総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から市議会第2会議室において委員7名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第69号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第69号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

新宮征一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

荒木春吉文教厚生委員長 文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第67号、議第68号、議第70号、議第75号、議第76号、議第77号、議第79号の7案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第67号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の補正予算は、税率改正を見送った結果と思うが、18年度についてはどのように考えているか」との問いがあり、当局より「基金残高が1億3,500万円程度となり、この大きな特別会計を維持していく上で急激な変化に対応するには財源的に厳しく、18年度については改正の方向で検討せざるを得ないと考えております」との答弁がありました。

委員より「一般会計繰入金額の減額の理由について」の問いがあり、当局より「当初、税率改正を予定して低所得者に対する軽減措置分として予算計上したが、その分が見込めなくなったため、減額になるということです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第67号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号平成17年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「対象者が6,793名で、1人当たりの医療費額が4万4,535円から5万94円に上がったということだが、このままのペースでいくと大変なことになると思うが、これに対し何か対策を考えているか」との問いがあり、当局より「1人当たりの医療費の伸びが大きくなっており、今後市報などで医療費抑制等についての啓発を行いながら医療費の通知についても年1回から3回程度にしていきたいと思います」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第68号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号平成17年度寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第70号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第75号寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、河江市市民体育館寄宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市野球場の指定管理委託に際して照明設備についてはどのように考えているのか」との問

いがあり、当局より「照明設備については、かなり傷んでおり、補修となりますと通電可能にするだけで約 300 万円、高圧ケーブルや受電設備までしますと 3,000万円以上かかるという試算がありますので、当面の間は照明設備を使用しないということで管理をしていただく考え方であります」との答弁がありました。

委員より「今回、当初3年の協定期間ということだが、3年後の再指定に向けてどのように考えているか」との問いがあり、当局より「体育施設の管理運営を目的として体育振興公社を設立した経緯もあり、指定管理者制度の趣旨も考慮し、当初3年間という期間の中で再指定を受けられるような内容、あるいは体力をつけていかなければならないと考えております。そのためには、社会体育課としても指導してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み意見交換を行い、再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第75号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第76号寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この公募についてはどのような方法で行ったのか」との問いがあり、当局より「9月20日号の市報と市のホームページで10月18日までの期間で公募を行いました」との答弁がありました。

委員より、「今回の提案金額と17年度の委託金額について」の問いがあり、当局より「今回の提案金額は 540 万 8,000円で、17年度については 549万 7,000円です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第76号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第77号寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、その後、資料の提出を求めてから質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この施設に4団体もの申し込みがあったことについてどのように分析しているか」との問いがあり、当局より「老人福祉センター、屋内ゲートボール場とも利用者が定着していることと、温泉利用が人気なのだろうと思います。また、老人福祉法に基づいた施設ということで、利用者となるお年寄りに対するいろいろな施策もあり、そういった点が注目されたのではないかと思います」との答弁がありました。

委員より、「今回の4団体の提案金額について」の問いがあり、当局より「金額の面だけを見ると、社会福祉協議会が一番高く、提案額 1,799万円で、約50万円の節減となります。それからA社は 130万円の節減、B社については 120万円の節減、C社は 130万円の節減での提案がありました」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第77号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第79号寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「これまでは、施設ごとに委託をしてきたわけだが、指定管理は3施設をセットにして一本で行うのか」との問いがあり、当局より「これについては、施設全部について一括して指定管理者を指定するものです」との答弁がありました。

委員より「今回の提案金額について」の問いがあり、当局より「駅前交流センターについては 129万 2,000円で、歩行者専用自由通路は1,042万 7,550円、駐輪場は86万 4,000円です」

との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第79号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

鈴木賢也建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第71号、議第72号、議第73号、議第74号、議第78号、議第80号、議第81号、議第82号、議第83号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第71号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第72号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「指定管理者を原則公募するという条例上の問題と公募しなかった施設との関係について」の問いがあり、当局より「さくらんぼ会館につきましては、さくらんぼを中心とした本市のPR、農産加工品の製造販売を行う施設ということで国の助成を受けていることと、補助要項により市または農業団体が運営する施設とされており、公募になじまないということで公募しなかったということです」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開いたしました。議第73号についてはほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号トルコ館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第78号寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「評価基準の9番の類似施設の管理実績の点数配分が大きく、最大で8点差がつき、初めて管理運営をしてみたいという人には厳しい配点基準になっているのではないか」との問いがあり、当局より「指定管理者制度を初めて取り入れるので、類似施設の公の管理実績のある方は信用度が高く、こうしたことを考慮していくべきではないかという考え方からこういう点数配分になったということでございます」との答弁がありました。

委員より「個人情報の保護対策はどういうことを想定しているのか」との問いがあり、当局より「何らかの個人情報の対策がとられている場合は3の評価で、その内容の優劣に応じて増減を加えるということです」との答弁がありました。

委員より「管理経費の縮減方策の具体的内容について」の問いがあり、当局より「これまでの実績を踏まえた市の方からの経費見込額に対し、応募された団体からは若干低い経費が出されております」との答弁がありました。

た。

途中、休憩を挟み会議を再開いたしました。議第78号についてはほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第80号寒河江市葉山高原牧場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「管理経費の縮減方策について、収入の増加が見込まれているためとは何が見込まれるのか」との問いがあり、当局より「牛を預かる預託料の増加を見込んだ計画が出されているためです」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開いたしました。議第80号についてはほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第81号寒河江市葉山市民荘及び寒河江市葉山キャンプ場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「類似施設の管理実績が10点と高い評価だが、市民荘の利用実績はどの程度か」との問いがあり、当局より「年間約1,200人ほどの利用客があり、日常的な施設の清掃や施設周りの整理整頓などのほかに、近年、福祉施設の利用者がふえており、その方々の世話を親身になってしていただくなど利用者からの評判もよろしいようで、施設の目的を十分に達成していただいていると思っております」との答弁がありました。

委員より「葉山地区森林総合利用促進協議会は、開館当時から管理運営をしていた団体なのか」との問いがあり、当局より「市民荘が建設されてからずっとお願いしております」との答弁がありました。

委員より「指定期間が年間を通した期間になっているが、今後開館日の期日変更は予測されるのか」との問いがあり、当局より「冬季間についてはお客様も少なく、かなりの降雪があり、利用する方もほとんどいないということで、まずはこれまでどおりの期間でやってまいりたいという考えです」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開いたしました。議第81号についてはほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第82号寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第83号寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「三つの団体が参入したということだが、提案金額はどのくらいか」との問いがあり、当局より「慈恩寺観光振興会を1とした場合、Aの団体はほぼ同額で若干下回り、Bの団体は2.8倍くらいの金額です」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開いたしました。議第83号についてはほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

新宮征一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番柏倉予算特別委員長。

〔柏倉信一予算特別委員長 登壇〕

柏倉信一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月2日午前11時20分から本議場において委員20名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第66号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

議第66号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日12月16日午前9時30分から、本議場において委員19名出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

議第66号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第66号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

決算特別委員長報告

新宮征一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。7番猪倉決算特別委員長。

〔猪倉謙太郎決算特別委員長 登壇〕

猪倉謙太郎決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月14日午前9時30分から本議場において委員17名出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の9案件であります。

9案件を一括議題とし、議案説明の後監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第3号平成16年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 市で保有する有価証券の株数と換算金額及び今後の有価証券の取り扱いについて、1. 市税、市営住宅の家賃、フローラさがえテナント料及び保育所の保育料の延滞金の取り扱い状況について、1. 消費税の課税対象業者の確認について、1. 中期財政計画の策定について、1. 市税の課税誤りへの対応について、1. 軽自動車の廃車に伴う納税義務者不在の場合の税の免除について、1. 市が発注する業者の消費税など納税状況について、1. 建設業退職金共済組合への加入状況の確認について、1. 市発注工事の検査の対応と工期内に完成しない場合の取り扱いについて、1. 健康づくり推進事業の主な健康事業の内容と温泉を活用した健康づくりの取り組み状況、並びに健康さがえ21の進捗状況及び評価のあり方について、1. 地方バス対策事業における本市と天童市の負担割合、利用料金の額、運行時間帯の変更について、1. 児童センターで実施されている事業内容と他地域での児童センター活動の展開について、1. たかまつ保育所の乳児保育の実施状況及び入所待機者数並びに来年度保育所の入所申し込み状況について、1. 私立高等学校等生徒学費補助事業の該当人数について、1. 柴橋小学校の学校給食調理業務委託の内容とこれまでの委託料の推移について、1. 市民課窓口業務に係る本人確認の方法について、1. 住民基本台帳カード交付に係る自動交付機設置などの取り組みについて、1. 期日前投票所の設置場所について、1. ごみの不法投棄と放置の違いについて、1. 寒河江中央地区農免農道整備事業及び林道平野山線開設事業に係る終末排水処理と完成予定年度について、1. 寒河江地区クリーンセンター分担金の各町との支出割合及び今後の分担金の動向について、1. 農業用施設災害復旧事業費に対する財源内訳について、1. 決算附属資料の記載方法について、1. 寄附採納した場合の市報への掲載状況について、1. 職員の有給年次休暇の取得状況について、1. 特別職に係る退職手当組合負担金額算定の基準額について、1. 庁舎の空気環境測定の調査項目及び耐震度調査の取り組みについて、1. 市のホームページの更新状況について、1. 私立学校閉校に伴う寄附採納状況について、1. 交通安全施設カーブミラー設置の基準及び要望箇所数について、1. 住民基本台帳の業者の閲覧件数とそれに伴う市民からの苦情について、1. 農業委員会の選挙人名簿作成の対応について、1. 水田の直播栽培の今後の方向性について、1. 不用農薬の回収品目の拡大について、1. 最上川寒河江緑地公園の計画変更の場合の補助金について、1. 公園等樹木管理経費の状況について、1. 市内小中学校の通学路の把握状況について、1. 災害などに係る各市町村との消防応援協定について、1. チェリークア・パーク民活エリアの現状と動向について、1. 16年度末の定住人口と世帯数及び17年度末の見込みについて、1. 家庭におけるごみ焼却の対応についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第3号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第4号平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 温泉配湯管の埋設状況と駅前にあったなか湯の温泉権について、1. 踏切の待ち時間短縮と西寒河江駅の乗降口への階段の解消についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第4号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 下水道使用料及び分担金の滞納に係る延滞金等の収納について、1. 汚泥の処分方法及び処分料金についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第5号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 水質検査の実施状況と塩素の注入方法についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第6号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第7号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第8号平成16年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第8号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第9号平成16年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第9号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第10号平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第10号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第11号平成16年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第11号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第29、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。
認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。
認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。
認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。
認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

認第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議第66号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

議第67号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

議第68号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

議第69号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求

めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

議第70号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

議第71号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

議第72号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

議第73号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 先ほどの委員長報告では、議第73号については公募はなじまないというふうな当局の説明がなされたという報告があったわけでありますけれども、この施設については次の指定管理者の指定の際も公募はなじまないというものなのかどうか、そういうやりとりがなされたのかどうか、お聞かせをいただきたいと思えます。

このなじまないというのは、今回限りなのか、当局の答弁の中身がどういうことだったのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

新宮征一議長 鈴木建設経済委員長。

鈴木賢也建設経済委員長 そういう質疑はありませんでした。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

議第74号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

議第75号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

議第76号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

議第77号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

議第78号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求

めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

議第79号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第79号は原案のとおり可決されました。

議第80号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第80号は原案のとおり可決されました。

議第81号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

議第82号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第82号は原案のとおり可決されました。

議第83号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第83号は原案のとおり可決されました。

議 会 案 上 程

新宮征一議長 日程第30、議案第6号及び日程第31、議案第7号の2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第32、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号及び議案第7号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第33、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号及び議案第7号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第34、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時50分

新宮征一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成17年第4回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 荒 木 春 吉

同 上 高 橋 秀 治